

令和5年南砺市議会定例会
令和5年12月会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和5年12月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

| | | | |
|-----|-----|--|----|
| 議案第 | 85号 | 南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について…………… | 3 |
| 議案第 | 86号 | 南砺市印鑑条例の一部改正について…………… | 5 |
| 議案第 | 87号 | 南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について…… | 6 |
| 議案第 | 88号 | 南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… | 26 |
| 議案第 | 89号 | 南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… | 44 |
| 議案第 | 90号 | 南砺市たいらスキー場施設条例の一部改正について…………… | 47 |
| 議案第 | 91号 | 南砺市温泉施設条例の一部改正について…………… | 50 |
| 議案第 | 92号 | 南砺市井口体験交流センター条例の一部改正について…………… | 51 |

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用する</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、</p> | <p>法改正に伴う定義の追加</p> <p>同上</p> <p>法改正に伴う字句の改正</p> <p>同上</p> |

| | | |
|---|--|--------------------|
| <p>ことができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> | <p>法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> | <p>法改正に伴う字句の改正</p> |
|---|--|--------------------|

南砺市印鑑条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|--|-----------------------------|
| <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)において、自ら個人番号カードを使用して利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が有効であることの確認を受け、その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> | <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(同法35条の2第1条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した電磁的記録媒体(同法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を自ら利用することにより、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)において、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> | <p>法改正に伴う字句の改正及び申請方法の追加</p> |

| | | |
|--|---|----------------------------------|
| <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び</p> | <p>間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」と</u>、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び</p> | <p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p> <p>同上</p> |
|--|---|----------------------------------|

| | | |
|--|--|------------------------------------|
| <p>附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額</p> | <p>附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> | |
| <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額</p> | <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)</u>を乗じて得た額の総額</p> | <p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p> |
| <p>3～5 (略) 別表第1(第3条関係) 行政職給料表 (略) 別表第2(第3条関係) 医療職給料表 (略)</p> | <p>3～5 (略) 別表第1(第3条関係) 行政職給料表 (略) 別表第2(第3条関係) 医療職給料表 (略)</p> | <p>人事院勧告に基づく給料表の改定 同上</p> |

南砺市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|----------------------------------|
| <p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。))にあっては<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>(「特定幹部職員」にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。))にあっては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> | <p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p> <p>同上</p> |

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

人事院勧告に基づく支給率の改正

同上

| | | |
|-----------------------|---------|--|
| を乗じて得た額の総額 3～5 (略) | 3～5 (略) | |
|-----------------------|---------|--|

南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表(第3条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|--|------------------------|
| <p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>人事院勧告に準じた支給率の改正</p> |

南砺市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例新旧対照表(第4条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|---|------------------------|
| <p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>人事院勧告に準じた支給率の改正</p> |

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表(第5条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|------------------------|
| <p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>人事院勧告に準じた支給率の改正</p> |

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表(第6条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|------------------------|
| <p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>人事院勧告に準じた支給率の改正</p> |

南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第7条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|----|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|------------------------|
| <p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下同じ。)(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="235 707 929 1045"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第</p> | 号給 | 給料月額(円) | 1 | 376,000 | 2 | 422,000 | 3 | 472,000 | 4 | 533,000 | 5 | 608,000 | 6 | 710,000 | <p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下同じ。)(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="952 707 1646 1045"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>718,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第</p> | 号給 | 給料月額(円) | 1 | 380,000 | 2 | 427,000 | 3 | 477,000 | 4 | 539,000 | 5 | 615,000 | 6 | 718,000 | <p>人事院勧告に基づく給料表の改正</p> |
| 号給 | 給料月額(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 376,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 422,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 472,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 533,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 608,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 710,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 号給 | 給料月額(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 380,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 427,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 477,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 539,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 615,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 718,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1項中「管理監督職員」とあるのは「南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

1項中「管理監督職員」とあるのは「南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

人事院勧告に基づく支給率の改正

南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第8条関係)

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|------------------------|
| <p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第1項中「管理監督職員」とあるのは「南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> | <p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第21条第1項中「管理監督職員」とあるのは「南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> | <p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p> |

南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第9条関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>附 則</p> <p><u>(期末手当の支給率改定の特例)</u></p> <p><u>5 第16条第1項及び第25条第1項の規定により給与条例第23条第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乗ずる率(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当該改定に係る給与条例第23条第2項の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。</u></p> <p>(南砺市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>6 (略)</p> <p>(南砺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)</p> <p>7 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(1) 会計年度任用職員行政職1給料表 (略)</p> | <p>附 則</p> <p>(南砺市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>5 (略)</p> <p>(南砺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(1) 会計年度任用職員行政職1給料表 (略)</p> | <p>国の非常勤職員の給与の取扱いに倣い、常勤職員と同様に遡及適用した期末手当を支給できるよう改正を行うもの（令和5年4月1日遡及適用）</p> <p>項の繰上げ</p> <p>同上</p> <p>人事院勧告に基づく給料表の改正（令和5年4</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(2) 会計年度任用職員行政職2給料表 (略)</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>(3) 会計年度任用職員医療職給料表</p> <p>ア 医療職給料表(1) (略)</p> <p>イ 医療職給料表(2) (略)</p> <p>ウ 医療職給料表(3) (略)</p> | <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(2) 会計年度任用職員行政職2給料表 (略)</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>(3) 会計年度任用職員医療職給料表</p> <p>ア 医療職給料表(1) (略)</p> <p>イ 医療職給料表(2) (略)</p> <p>ウ 医療職給料表(3) (略)</p> | <p>月1日遡及適用)</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> |
|---|---|---|

南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第10条関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> | <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> | <p>地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう改正するもの (令和6年4月1日施行)</p> |
| <p>(フルタイム会計年度任用職員の<u>期末手当</u>)</p> <p>第16条 給与条例第23条から<u>第25条</u>までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> | <p>(フルタイム会計年度任用職員の<u>期末手当及び勤勉手当</u>)</p> <p>第16条 給与条例第23条から<u>第26条</u>までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> | <p>同上</p> |
| <p>2 (略)</p> <p>3 6月に<u>期末手当</u>を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 6月に<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係</p> | <p>同上</p> |

る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第12項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者

るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第25条 給与条例第23条から第26条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第12項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として

地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう改正するもの
(令和6年4月1日施行)

同上

の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

- 3 前項の規定による給料の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により給与の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当の支給額を計算する場合における給料月額は、当該給料月額に同項の規定による給料の額を加えた額とする。
- 4 附則第2項の規定による報酬の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により報酬の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬及び期末手当の支給額を計算する場合における報酬額は、当該報酬額に同項の規定による報酬の額を加えた額とする。

任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

- 3 前項の規定による給料の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により給与の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給額を計算する場合における給料月額は、当該給料月額に同項の規定による給料の額を加えた額とする。
- 4 附則第2項の規定による報酬の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により報酬の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬、期末手当及び勤勉手当の支給額を計算する場合における報酬額は、当該報酬額に同項の規定による報酬の額を加えた額とする。

地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう改正するもの
(令和6年4月1日施行)

南砺市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第11条関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> | <p>地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するよう改正するもの (令和6年4月1日施行)</p> |

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第12条関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第24条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第24条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用企業職員に勤勉手当を支給するよう改正するもの (令和6年4月1日施行)</p> |

南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当</p> | <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定</p> | <p>法改正に伴う字句の改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> |

該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

法改正に伴う字句の改正

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

法改正に伴う字句の改正

同上

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小

法改正に伴う字句の改正

同上

| | | |
|---|---|------------------------------|
| <p>学校第3学年修了前子ども(小学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> | <p>学校第3学年修了前子ども(小学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> | <p>法改正に伴う字句の改正</p> <p>同上</p> |
|---|---|------------------------------|

| | | |
|--|---|--|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> | <p>項ずれに伴う改正</p> <p>法改正に伴う字句の改正</p> <p>所管省の移管に伴う字句の改正</p> |
| <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育</p> | <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供</p> | <p>法改正に伴う字句の改正</p> |

の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項

を行わない日

(5)～(11) (略)

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号

基準省令の改正に伴う条文の削除

法改正に伴う字句の改正

同上

第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

法改正に伴う読替規定の改正

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限

法改正に伴う字句の改正

同上

基準省令の改正に伴う読替規定の改正

「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)

る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)

法改正に伴う字句の改正

基準省令の改正に伴う読替規定の改正

基準省令の改正に伴う字句の改正

| | | |
|--|---|--|
| <p>及び小規模保育事業B型(<u>同省令第27条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同省令第27条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> | <p>及び小規模保育事業B型(<u>同令第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同令第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> | <p>基準省令の改正に伴う字句の改正</p> |
| <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条</u>の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員と</p> | <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、<u>南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南砺市条例第42号)</u>第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げ</p> | <p>法改正に伴う字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>法改正に伴う字句の改正</p> |

する。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供

る小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供

法改正に伴う字句の改正

所管省の移管に伴う字句の改正

を適切に行わなければならない。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。))」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。))」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域

を適切に行わなければならない。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。))」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。))」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設

字句の改正

型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特

型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特

法改正に伴う字句の改正

同上

同上

別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育

別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第26条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関

字句の改正

法改正に伴う字句の改正

同上

| | | |
|---|---|---------------------|
| <p>に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>第2項から第4項まで</u>」とする。</p> | <p>する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> | <p>法改正に伴う字句の改正</p> |
| <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子</p> | <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに</p> | <p>同上</p> <p>同上</p> |

どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども

該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに對

法改正に伴う字句の改正

法改正に伴う字句の改正

に対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|----|---|----------------------------------|
| | <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外</u></p> | <p>基準省令の改正に伴う条文の追加</p> <p>同上</p> |

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでな

での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

基準省令の改正に伴う字句の改正

| | | |
|--|---|---|
| <p>い。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p> | <p>第13条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p> | <p>基準省令の改正に伴う条文の削除</p> <p>基準省令の改正に伴う字句の改正</p> <p>所管省の移管に伴う字句の修正</p> |
|--|---|---|

南砺市たいらスキー場施設条例新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | | 備考 | |
|--------------------------------------|----------------|---------------|--------------------------------------|----------------|---------------|-------|---------------|
| 第2条 スキー場施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | 第2条 スキー場施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | 施設の追加 | |
| | 名称 | 位置 | | 名称 | 位置 | | |
| 南砺市たいらスキー場 | クロスカントリーコース | 南砺市小来栖417番地外 | 南砺市たいらスキー場 | クロスカントリーコース | 南砺市小来栖417番地外 | | |
| クロスカントリー場 | クロスカントリーコース管理棟 | 南砺市小来栖456番地 | クロスカントリー場 | 芝生広場 | 南砺市小来栖423番地1外 | | |
| | クラブハウス | 南砺市小来栖456番地 | | クロスカントリーコース管理棟 | 南砺市小来栖456番地 | | |
| | スノーモービル格納庫 | 南砺市小来栖456番地 | | クラブハウス | 南砺市小来栖456番地 | | |
| | 圧雪車格納庫 | 南砺市小来栖456番地 | | スノーモービル格納庫 | 南砺市小来栖456番地 | | |
| 南砺市たいらスキー場 | クラブハウス | 南砺市梨谷字蛇原295番地 | | 南砺市たいらスキー場 | クラブハウス | | 南砺市梨谷字蛇原295番地 |
| | センターハウス「メープル」 | 南砺市梨谷194番地 | | | センターハウス「メープル」 | | 南砺市梨谷194番地 |
| | 圧雪車格納庫 | 南砺市梨谷字蛇原290番地 | 圧雪車格納庫 | | 南砺市梨谷字蛇原290番地 | | |
| 別表（第9条関係） (1) 南砺市たいらスキー場クロスカントリー場 | | | 別表（第9条関係） (1) 南砺市たいらスキー場クロスカントリー場 | | | | |

| 区分 | 1日券(1人) | シーズン券 |
|-------|----------------------------------|----------------------------|
| 大人 | 550円 | 5,500円 |
| 高校生以下 | 430円 | 4,400円 |
| 団体規定 | 20人以上の団体で一括購入するとき、合計金額から1割を引いた金額 | 本人であることを証明する顔写真を貼付するものとする。 |

| 区分 | 利用料金 | 備考 |
|----|---------|---------------------------|
| 大会 | 55,000円 | クロスカントリー場を占有して利用する際に適用する。 |

クロスカントリーコース

| 区分 | 1日券(1人) (4月～11月) | 1日券(1人) (11月～3月) | シーズン券(4月～11月) | シーズン券(12月～3月) | 1年券 |
|-------|----------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|---------|
| 大人 | 550円 | 770円 | 6,000円 | 8,000円 | 14,000円 |
| 高校生以下 | 430円 | 550円 | 4,000円 | 6,000円 | 10,000円 |
| 団体規定 | 20人以上の団体で一括購入するとき、合計金額から1割を引いた金額 | 20人以上の団体で一括購入するとき、合計金額から1割を引いた金額 | | | |

備考

- 1 シーズン券及び1年券は、本人であることを証明する顔写真を貼付するものとする。

| 区分 | 1日当たりの利用料金 | | 備考 |
|----|------------|-----------|---------------------------|
| | 4月から11月まで | 12月から3月まで | |
| 大会 | 55,000円 | 231,000円 | クロスカントリー場を占有して利用する際に適用する。 |

利用料金の改定

(2) 南砺市たいらスキー場クラブハウス
(略)

芝生広場

| 区分 | 利用料金 | | | 備考 |
|----|--------------|--------------|---------|-------------------------|
| | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 全日 | |
| 全面 | 5,500円 | 5,500円 | 11,500円 | 4月から1月までの間に、利用する際に適用する。 |
| 半面 | 2,750円 | 2,750円 | 5,500円 | |

(2) 南砺市たいらスキー場クラブハウス
(略)

追加施設に係る利用料金の設定

南砺市温泉施設条例新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | | 備考 |
|------------------------|--|------|------------------------|--|------|---------|
| 別表第2(第8条関係) 利用料金 | | | 別表第2(第8条関係) 利用料金 | | | 利用料金の改定 |
| (1) 南砺市ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」 | | | (1) 南砺市ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」 | | | |
| 区分 | 利用料金 | 摘要 | 区分 | 利用料金 | 摘要 | |
| 温泉施設 | 大人 1人につき620円 | | 温泉施設 | 大人 1人につき1,000円 | | |
| | 小中学生(義務教育学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。) 1人につき310円 | | | 小中学生(義務教育学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。) 1人につき500円 | | |
| (2) 南砺市くろば温泉 | | | (2) 南砺市くろば温泉 | | | |
| 区分 | 利用料金 | 摘要 | 区分 | 利用料金 | 摘要 | |
| 温泉施設 | 大人 1人につき620円 | | 温泉施設 | 大人 1人につき1,000円 | | |
| | 小中学生 1人につき310円 | | | 小中学生 1人につき500円 | | |
| (3) 南砺市天竺温泉の郷 | | | (3) 南砺市天竺温泉の郷 | | | |
| 区分 | 利用料金 | 摘要 | 区分 | 利用料金 | 摘要 | |
| 宿泊施設 | 66,000円 | 1泊1室 | 宿泊施設 | 66,000円 | 1泊1室 | |
| 温泉施設 | 大人 1人につき620円 | | 温泉施設 | 大人 1人につき1,000円 | | |
| | 小中学生 1人につき310円 | | | 小中学生 1人につき500円 | | |
| | | | | | | 同上 |
| | | | | | | 同上 |

南砺市井口体験交流センター条例新旧対照表

| 現行 | | 改正案 | | 備考 |
|-----------------------------------|----|-----------------------------------|----|---------|
| 別表第1(第11条関係) 利用料金 | | 別表第1(第11条関係) 利用料金 | | 利用料金の改定 |
| 利用料金 | 摘要 | 利用料金 | 摘要 | |
| 大人 1人につき620円 | | 大人 1人につき1,000円 | | |
| 小中学生(義務教育学校の児童及び生徒を含む。) 1人につき310円 | | 小中学生(義務教育学校の児童及び生徒を含む。) 1人につき500円 | | |